

討議資料

(預保納付金事業に係る議論について)

平成28年2月26日

金融庁総務企画局

預保納付金事業に関する基本的な考え方

預保納付金事業については、法律において「犯罪被害者等の支援の充実のために支出するもの」とされているところであるが、その事業内容を見直し、資金使途の拡大を検討する際には、以下の点に留意する必要がある。

- ✓ 本来減少していくことが望ましい振り込め詐欺等の被害金を原資とする、という預保納付金の性格を考慮すべきこと
- ✓ 既に国及び地方公共団体が実施している、あるいは実施が見込まれている事業の肩代わりとならないこと。また、預保納付金の使途拡大の結果、これまで被害者等支援を行っていた民間団体が支出を差し控え、全体として支援の拡充につながらないという事態は避けるべきこと
- ✓ 限りある財源の中で、事業の優先順位を勘案しつつ検討すべきこと

奨学金事業のあり方について

現在の貸与制奨学金の概要

考え方

- 犯罪被害者の子供が、学業を終えたあとも、自らが社会により支えられたことを思い起こす機会を提供
- 就職して自立するようインセンティブを付与



事業概要

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生
- 貸与額（月額）の上限
大学院生：10万円、大学生：8万円、
高校生：5万円（私立）、3万円（国公立）

現状と要望

現状

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生数は低調



要望

- 奨学金事業を貸与から給付へ変更すべき

見直しに関する主な論点

- (1) 給付制奨学金の導入の可否
- (2) 導入する場合の主な論点
 - ① 給付制奨学金の枠組み
 - ② 給付水準
 - ③ 受給資格
 - ④ 既存貸与者の取扱い

団体助成事業のあり方について

現在の団体助成事業の概要

考え方

- 犯罪被害者等支援団体は財政基盤の脆弱な団体が多く、早期の経済的援助が望まれている
- 預保納付金を支出し、その支援活動の充実・強化を図ることが有益



事業概要

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室に必要な資機材やパソコンの調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業（犯罪被害者支援フォーラムの開催等）



現状と要望

現状

- 相談員等の人件費は助成対象外（財政基盤強化のためのファンドレイズ担当者の雇用は助成対象）



要望

- 支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき



見直しに関する主な論点

- ① 既存の支援体制への支援の可否
- ② 新たな相談受理体制への支援の可否